

国立大学法人京都大学教職員の給与の臨時特例に関する規程及び国立大学法人京都大学役員の給与の臨時特例に関する規程の廃止について

国立大学法人京都大学教職員の給与の臨時特例に関する規程及び国立大学法人京都大学役員の給与の臨時特例に関する規程を廃止する規程

国立大学法人京都大学教職員の給与の臨時特例に関する規程（平成24年達示第50号）及び国立大学法人京都大学役員の給与の臨時特例に関する規程（平成24年達示第51号）は、廃止する。

附 則（令和7年達示第16号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。